

環境カウンセラー登録制度実施規程の一部改正の概要

令和元年 9 月

環境省大臣官房総合政策課

1. 改正の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、各法律において定められている成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「一括整備法」という。）が、令和元年 6 月 7 日、第 198 回国会において可決・成立した。その趣旨を踏まえて「環境カウンセラー登録制度実施規程（平成 8 年 9 月環境庁告示第 54 号。以下「規程」という。）」について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）登録の申請（規程第 4 条第 2 項第 2 号）

規程第 4 条第 2 項に規定する環境カウンセラーの登録の申請を行うことができない者のうち、第 2 号に規定する「成年被後見人及び被保佐人」について、「精神の機能の障害により環境カウンセラーの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。

（2）登録の取消し等（規程第 15 条第 1 項第 1 号）

規程第 15 条第 1 項に規定する環境カウンセラーとしての登録を取り消す場合のうち、第 1 号に規定する「後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき」について、「精神の機能の障害を有する状態となり、環境カウンセラーの業務の継続が著しく困難となったとき」とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和元年 11 月上旬 公布

令和元年 12 月 14 日 施行